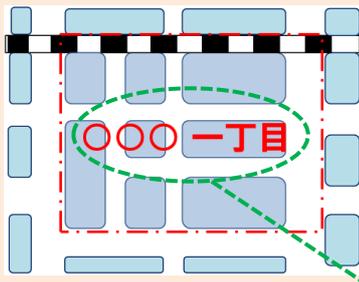


新しい住所の決め方と表示方

町区域（町名）

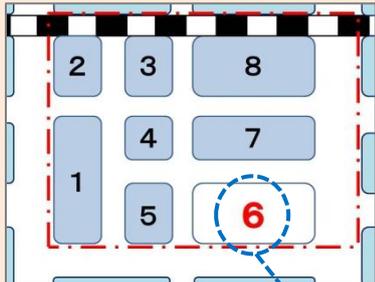
わかりやすい道路・河川・鉄道線路などを町界にして区画します。

今回の住居表示では町名・町区域の変更はありません。



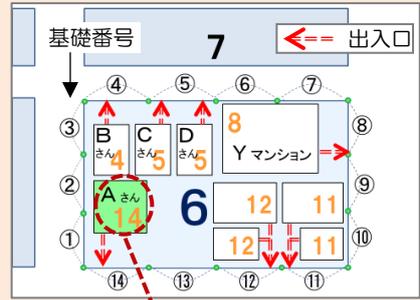
街区符号

道路などによって細かい街区（ブロック）に分け、連続するように、符号が付けられます。



住居番号

街区の周囲に一定間隔で基礎番号を振り、建物の主な出入口の位置で住居番号を決めます（基礎番号は、西南の角から右まわりに振ります）。なお、約20戸以上の中高層住宅はさらに部屋番号を加えて表します。



新住所の表示方法

〔一般住宅の例〕	江戸川区	〇〇〇一丁目	6番	14号
〔約20戸未満の中高層住宅の例〕	江戸川区	〇〇〇一丁目	6番	14号 △△マンション201
〔約20戸以上の中高層住宅の例〕	江戸川区	〇〇〇一丁目	6番	14-203号 □□マンション

住所・土地・本籍（住所と同じ場所に行っている場合）との関係

現在は **住所** **土地** **本籍** とともに同じ土地地番(番地)で表しています。

住居表示実施後は 住所だけを切り離し、「住所専用番号」を使って表します。したがって、住所以外は今までどおり、変更ありません。